

ゴルフ乗用カート利用約款

- 第1条 当クラブにおいて、ゴルフ乗用カートを利用する者は本約款の定めるところに従うものとする
- 第2条 乗用カートの運転は普通自動車免許の所持者による
- 第3条 当ゴルフ施設内外を問わず、プレー当日に飲酒を行った者は、乗用カートの運転を禁ずるものとする
- 第4条 コース内の運転はゴルフ場の係員および標識に従いカート道路のみを走行するものとする
ラフやフェアウェイ内には絶対に乗り入れないこと
- 第5条 プレーヤーがカートを運転・同乗する際に、いかなる事故・損害が発生したとしても、プレーヤー各自が責任を負うものとし、当ゴルフクラブは一切の責任を負わないものとする
また事故によりカートが破損し修理費用が発生した場合にもプレーヤーが負担するものとする